

○西東京市介護保険サービス提供事業者の生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱

西東京市介護保険サービス提供事業者の生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、介護サービスを提供する事業者が市の承認を受けた生計困難者等の利用者負担額を軽減する事業（以下「負担軽減事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第1の2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第1項に規定する介護サービスをいう。

(2) 事業者 介護サービスの提供を行う事業者をいう。

(3) 生計困難者 世帯員全員の市区町村民税が非課税であり、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 世帯員全員の前年の収入（1月から6月までに第7に規定する申請をする場合は、前々年の収入）の合計が基準収入額（単身世帯の場合は、150万円とし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額）以下であること。

イ 世帯員全員の預貯金等の額の合計が基準貯蓄額（単身世帯の場合は、350万円とし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額）以下であること。

ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

エ 市区町村民税が非課税の者以外の者（以下「市区町村民税課税者」という。）の扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号及び地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）でなく、かつ、市区町村民税課税者の被扶養者（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第4項第2号に規定する被用者保険被保険者の被扶養者をいう。）でないこと。ただし、市長が別に定める様式による申出があり、市区町村民税課税者の収入に著しく減少があったものとして市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

オ 西東京市が賦課した介護保険料を滞納していないこと。

(4) 生活保護受給者等 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者をいう。

(5) 生計困難者等 生計困難者及び生活保護受給者等をいう。

(6) 利用者負担額 介護サービスの利用者負担額をいう。

(7) 老齢福祉年金受給者 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第

34号) 附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有する者をいう。

第2 対象サービス

この事業の対象となる介護サービス(以下「対象サービス」という。)の種類は、法に基づく次に掲げる介護サービスとする。ただし、対象サービスのうち、第1号から第3号まで、第9号から第16号まで、第22号及び第23号のサービスについては、社会福祉法人である事業者が提供する場合は対象サービスとしない。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 訪問入浴介護
- (5) 訪問看護
- (6) 訪問リハビリテーション
- (7) 通所リハビリテーション
- (8) 短期入所療養介護
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (10) 夜間対応型訪問介護
- (11) 認知症対応型通所介護
- (12) 小規模多機能型居宅介護
- (13) 複合型サービス
- (14) 介護予防訪問介護
- (15) 介護予防通所介護
- (16) 介護予防短期入所生活介護
- (17) 介護予防訪問入浴介護
- (18) 介護予防訪問看護
- (19) 介護予防訪問リハビリテーション
- (20) 介護予防通所リハビリテーション
- (21) 介護予防短期入所療養介護
- (22) 介護予防認知症対応型通所介護
- (23) 介護予防小規模多機能型居宅介護

第3 申出

この要綱に基づき利用者負担額の軽減をしようとする事業者は、市長に対して、利用者負担額の軽減に係る申出書により、その旨の申出を行うものとする。

第4 軽減対象者

負担軽減事業による利用者負担額の軽減の対象となる者(以下「軽減対象者」という。)は、生計困難者等とする。ただし、障害者ホームヘルプサービス利用者には

対する支援措置事業実施要綱（平成12年5月1日付老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）の規定により利用者の負担の軽減の適用を受けている軽減対象者は、第2第1号、第10号及び第14号に規定する対象サービスについては、負担軽減事業の対象としない。

第5 対象となる利用者負担額

軽減の対象となる利用者負担額は、生計困難者においては当該生計困難者が対象サービスを利用する際に負担する額のうち次に掲げる費用とし、生活保護受給者等においては対象サービスのうち第2第3号及び第16号のサービスにおける個室の滞在費の費用（以下「個室費用」という。）とする。

- (1) 介護費負担
- (2) 食費負担
- (3) 居住費（滞在費）負担
- (4) 宿泊費負担

第6 軽減の程度

事業者が行う利用者負担額の軽減の程度は、生計困難者については第5各号に掲げる費用に係る利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とし、生活保護受給者等については個室費用に係る利用者負担額の全額とする。

第7 軽減の申請等

利用者負担額の軽減を受けようとする軽減対象者（以下「申請者」という。）は、軽減の対象の確認申請書（以下「確認申請書」という。）に、収入及び預貯金に係る申告書並びに資産及び扶養の有無に関する申告書を添付し、被保険者証（法第12条第3項に規定する被保険者証をいう。以下同じ。）を提示して市長に対し申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合には、当該申請者が軽減対象者であるか否かを速やかに調査した上で、負担軽減事業の利用の可否を決定し、負担軽減事業の利用を承認した申請者に対しては、利用者負担額の軽減対象の決定通知書（以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、利用者負担額の軽減の確認証（以下「確認証」という。）を交付するものとする。また、軽減対象者でない申請者に対しては、理由を付してその旨を決定通知書により通知するものとする。

第8 確認証の有効期限

確認証の有効期限は、確認証を発行した月の属する年度の翌年度の6月末日とする。ただし、確認証を発行した月が4月、5月又は6月の場合にあっては、当該月の属する年度の6月末日とする。

第9 確認証の更新

確認証の交付を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、確認証の有効期限後も引き続き確認証が必要な場合にあっては、確認証を更新することができる。

- 2 前項の規定による更新の申請は、毎年度市長の指定する日までに確認申請書を市長に提出して行わなければならない。

第10 確認証の再交付

利用者は、交付された確認証を紛失し、又は破損した場合には、確認証の再交付を確認申請書により市長に申請することができる。

- 2 破損による確認証の再交付に当たっては、確認申請書に、破損した確認証を添えて行わなければならない。
- 3 紛失により確認証の再交付を受けた利用者は、紛失した確認証を発見したときは、速やかに市長に紛失した確認証を返還しなければならない。

第11 住所等の変更

利用者は、被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の住所又は氏名を変更したときは、速やかに確認証に係る記載事項の変更届を、被保険者証を提示して市長に提出しなければならない。

第12 確認証の返還

利用者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく確認証を市長に返還しなければならない。

- (1) 確認証の有効期限に至ったとき。
- (2) 他の市区町村への転出又は死亡により市の被保険者でなくなったとき。
- (3) 法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者でなくなったとき。
- (4) その他市長が必要であると認めるとき。

第13 軽減の方法

利用者は、利用者負担額の軽減を受けようとする場合は、対象サービスを受ける際に、当該事業者が第3の規定により軽減をする旨の申出を行った事業者であるかを確認した上で、当該事業者の確認証を提示しなければならない。

- 2 確認証の提示を受けた事業者は、確認証を提示した利用者に対し、確認証の内容に基づき利用者負担額の軽減を行う。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、負担軽減事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(介護報酬改定に伴う特例措置)
- 2 第6の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、第6中「利用者負担額の」とあるのは、「第5第1号に定める介護費負担の額については28パーセント（高齢福祉年金受給者は53パーセント）とし、第5第2号に定める食費負担の額、第5第3号に定める居住費（滞在費）負担の額及び第5第4号に定める宿泊費負担の額については」とする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(税制改正に伴う特例措置)

2 第4から第6までの規定の適用については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間、第4第1項中「市民税非課税世帯に属し」とあるのは「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）であって」と、第4第2項第1号中「150万円」とあるのは「190万円」と、第5第4号中「宿泊費負担」とあるのは「宿泊費負担（ただし、当該額が特定入所者介護（支援）サービス費の対象費用であって、特定入所者介護（支援）サービス費における食費の負担限度額又は居住費の負担限度額を上回る場合は、食費の負担限度額又は居住費の負担限度額とする。）」と、第6中「4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）」とあるのは「8分の1」とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の西東京市介護保険サービス提供事業者の生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の西東京市介護保険サービス提供事業者の生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成25年4月1日以後にされた新要綱第7に規定する申請について適用し、同日前にされた改正前の西東京市介護保険サービス提供事業者の生計困難者等に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱第7に規定する申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の第1の2第3号の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）

以後にした第7に規定する申請（以下「申請」という。）から適用し、施行日前にした申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。